

環境データの算出方法及び範囲等

■CO2 排出量、エネルギー使用量、水道使用量

項目	内容
対象物件	本投資法人が管理権限を有する物件又は部分を対象とします。また、各計算期間中に保有している物件を対象とし、準共有物件においては持ち分を考慮せず、建物全体で使用および排出している量を記載しています。なお底地（東扇島）については集計対象外とします。
集計期間	暦年（1月～12月）を基準として、原則として年次で実績を更新します。
算出方法	<p>① 原単位面積の計算 （テナント専用面積）×（稼働率（年平均））+（共用面積） ※テナント専用面積は、テナントと賃貸借契約を締結している契約面積の合計となります。 ※共用面積は、延床面積からテナント専用面積を差し引いて算出しています。</p> <p>② CO2 排出量原単位 CO2 排出量÷上記①で算出した原単位面積 ※なおエネルギー源ごとの CO2 排出係数については、環境省・経済産業省の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に基づいています。</p> <p>③ エネルギー使用量原単位 エネルギー使用量÷上記①で算出した原単位面積 ※なおガスについては以下の数式を用いて電気使用量に換算した値をエネルギー使用量としています。 ガス使用量＝請求書の値×各ガスの熱量換算係数×電力量換算値</p> <p>④ 水道使用量原単位 水道使用量÷上記①で算出した原単位面積</p>
CO2 排出量の Scope 定義	<p>① Scope 1：共用部の都市ガス、LP ガス由来の CO2 排出量</p> <p>② Scope 2：共用部の電気由来の CO2 排出量</p> <p>③ Scope 3（カテゴリー13）：テナント専用部の CO2 排出量</p>

<p>準拠する法律・定義等</p>	<p>① CO2 排出量およびエネルギー ：エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ法）、環境省/経済産業省のサプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン</p> <p>② 水道使用量：水道局からの請求書に基づき集計</p>
-------------------	--

■ 廃棄物

項目	内容
<p>対象物件</p>	<p>本投資法人が管理権限を有する物件又は部分から発生する計測可能な廃棄物を記載しています。また、各計算期間中に保有している物件を対象とし、準共有物件においては持ち分を考慮せず、建物全体で排出している量を記載しています。なお底地（東扇島）については集計対象外とします。</p>
<p>集計期間</p>	<p>暦年（1月～12月）を基準として、原則として年次で実績を更新します。</p>
<p>準拠する法律・定義等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）</p>